

東日本大震災の避難者の方々へ

愛知県弁護士会ニュース 2011年9月号

バックナンバーお送りします。愛知県弁護士会までご連絡下さい。

弁護士による 電話無料相談

毎週月曜～金曜 正午～午後3時

0120-431-990

※電話料・相談料とも無料です。

どんなことでもご相談下さい！

被災者支援 出張無料なんでも相談会を実施します！！

愛知県弁護士会では、10月に出張相談会を実施します！（もちろん無料）是非ご参加ください。

内容：既存債務の整理・原発問題などの各種制度の説明と弁護士による各種個別の相談

☆ご予約が必要ですので、ご注意ください！

★10月12日(水) 17:00～19:00
26日(水) 17:00～19:00

場所：東大手合同庁舎(名古屋市中区)

(地下鉄名城線「市役所駅」、
名鉄瀬戸線「東大手駅」から徒歩3分)

予約先 tel:052-954-6722

★10月 5日(水) 10:00～12:00
12日(水) 10:00～12:00
19日(水) 10:00～12:00
26日(水) 10:00～12:00

場所：生協文化会館(千種区本山)

(地下鉄東山線、名城線「本山駅」から徒歩3分)

予約先:052-781-6176

(予約時間:月曜から土曜の午前10時から午後4時)

★10月 2日(日) 10:00～12:00
9日(日) 10:00～12:00
16日(日) 10:00～12:00
23日(日) 10:00～12:00
30日(日) 10:00～12:00

場所：愛知県豊橋市松葉町二丁目63

豊橋市民生活活動センター

(JR・名鉄「豊橋駅」から徒歩5分)

予約先 tel:0532-56-5160

(予約時間:火曜から日曜の午前9時から午後9時)



二重ローンに関する私的整理ガイドライン

○東日本大震災で被災された方が住宅ローンや事業による既存の借金に加え、新しい借金を抱える「二重ローン」問題で、個人が自己破産せずに既存の借金を減免できる「私的整理ガイドライン」の申請受け付けが8月22日から始まりました。

申請は平日午前9時～午後5時、各本支部かコールセンター(0120-380-883)で受け付けています。

債務免除を希望する方は、私的整理の申し出から3～4カ月以内に弁済計画案を作成し、運営委員会が派遣する弁護士らのチェックを受けることになります。その後金融機関が同意すれば弁済計画に従って資産の処分と債務免除が行われます。

★どんな制度？

震災で自宅や勤務先・事業用資産などを失った方が円滑に債務を整理することができるようにするための「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」が策定されました。

★債務はどうなるの？

この制度を利用すると

☆ 定期的な収入がある方は・・・

→その支払い能力に応じた分割弁済をすることで、債権者に対し支払いの先延ばしや債務の減免を要請することができます。

☆ 定期的な収入がない人や事業の再建を断念した方は・・・

→一定額を超えた部分の資産を処分し、そのお金を債権者に配分することで、債権者に対し、残りの債務の免除を要請することができます。

☆ 事業を継続したい方は・・・

→5年以内に黒字転換する計画を示した上で、原則として5年以内の分割返済をすることで、債権者に対し、支払いの先延ばしや債務の減免を要請することができます。

★誰が利用できるの？

この「ガイドライン」に沿った債務整理を行うことができるのは、

- ①東日本大震災により、住居や勤務先などの生活基盤や、事業所・事業設備などに影響を受けた方で、
- ②その結果、住宅ローン・事業性ローンなどの債務を支払えなくなった方(近い将来支払えなくなることが確実な方も含みます)です。

★どんなメリットがあるの？

この制度を使うメリットは、

- ①債務の免除や減額を求めることができる
 - ②自己破産等の裁判上の手続きをしなくてもよい
 - ③信用情報機関(ブラックリスト)に情報を登録されない
 - ④追加融資を受けられる可能性もある
 - ⑤保証人の状況次第で、保証人も支払いの猶予を受けられることができる
- などがあります。

この制度の利用を検討したい方、もっと詳しいことを聞きたい方は、まず愛知県弁護士会にご連絡下さい。

原発中間指針について

平成23年8月5日、福島第一原子力発電所事故の損害賠償の範囲を定めた**中間指針**が発表されました。

この指針は、東電から原発被害にあわれた方に対して、**迅速かつ公平な賠償が実施**されるよう、「原子力損害賠償紛争審査会」が発表したものです。

これはあくまで「**目安**」にすぎず、請求できる賠償の内容・項目・金額は、これに**拘束・限定されるものではありません**。

また、この中間指針は、政府の指示により非難された方に対する基準であって、避難区域以外で自主的に避難された方に対する賠償については触れられていません。しかし、それは、賠償を受けられないという意味ではなく、一定の賠償は認めるべきだが詳細についての線引きが難しいため、今後引き続き検討されることになったというものです。

中間指針で示された主なものは、下記の表のとおりですが、具体的な損害がどの項目に含まれるか等分かりにくいかもしれません。

今後の請求については、請求方法や請求項目等が複雑ですので、一度、**愛知県弁護士会の無料電話相談・無料相談会・交流会等**を是非ご利用ください。

『被災者ノート』をご存知ですか？

今後の賠償問題に備え、日々、記録を付けていくことが重要です。

10月上旬に「あおぞら」と一緒に皆さんに送られる予定ですので、ご利用下さい。

【避難自体による損害】

- ・ 避難費用(交通費・家財道具の移動費用等)
- ・ 一時立ち入り費用の実費(交通費・除染費用等)
- ・ 検査費用
- ・ 精神的損害(目安)
事故発生～6か月間
 - ★ 避難所等で避難生活をした場合→一人月額12万円
 - ★ それ以外(仮設住宅等)で避難生活をした場合→一人月額10万円その後の6か月間
 - ★ 一人月額5万円
- ・ 営業損害(減収分と追加的費用等)
- ・ 仕事ができなかったことに伴う損害(給料等の減収分等)
- ・ 不動産や車などの財産の価値の喪失・減少分等

【政府等による農林水産物・食品物等の出荷制限指示等に伴う損害】

- ・ 営業損害
→減収分と追加費用(回収・廃棄・代替飼料の購入等)
- ・ 就労不能等に伴う損害(給料等の減収等)
- ・ 検査費用

【風評被害】

- ・ 農林漁業・農林水産物・食品産業の風評被害
- ・ 観光業の風評被害
- ・ 製造業・サービス業等の風評被害
- ・ 輸出関連事業の風評被害

ご注意ください！

現在、被災者の皆様のもとに東京電力から原発補償の本払いの請求書が届いていると思います。これは、8月31日までの損害の請求ですが、一度合意書にサインすると、請求漏れがあっても後日請求できない可能性があります。**慎重にご記入ください**。

皆さん 愛知県を楽しんでみませんか？
今回ご紹介させていただくのは、

東山動植物園

東山動植物園といえば、日本で最初にコアラを公開した動物園で有名です。現在は、ラム・アーチャー・クレメンツ・ティアラという4頭がいます。

現在、期間限定で(～11月13日(日))秋祭りを開催中です！他にも可愛い動物たちがいっぱいいますので、一度訪れてみてはいかがでしょうか？

入園料:中学生以下 無料
大人(高校生以上) 500円
65歳以上 100円

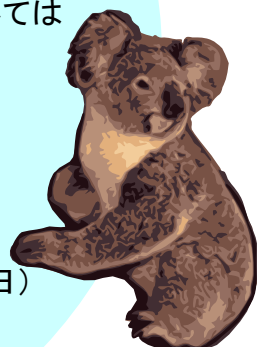
開園時間:午前9時～午後4時50分
(入園は午後4時30分まで)

休園日:月曜日(国民の祝日又は振替休日の場合はその翌日)

〒464-0804 名古屋市千種区東山元町3-70

電話番号:052-782-2111(代表)

交通手段:地下鉄東山線「東山公園」駅下車3番出口より徒歩3分
地下鉄東山線「星ヶ丘」駅下車6番出口より徒歩7分



妊婦さんへの義援金5万円

国際協力NGOジョイセフという妊産婦と女性を守る活動を行っている機関が、妊婦さんへの義援金として、一人当たり5万円の支給を始めました。

☆支給要件

①被災時に岩手、宮城、福島3県に住み票があり居住する家屋が「全壊」または「半壊」、もしくは「警戒区域」に居住していたこと

②平成23年3月1日～12月31日に出産した女性

☆問合せ先

☎:03-3268-3172

メール:kesho@joicfp.or.jp

担当:石井さん、鈴木さん

法律によって一律に延長された**相続放棄の期限**、平成23年11月30日が近づいてきました。

亡くなられた方の財産や負債状況の確認、必要書類の用意など、そろそろ準備が必要です。

詳しいことは、**ニュース1号**をご覧くださいか、もしくは、**愛知県弁護士会の無料電話相談**までご連絡下さい。